

貸出会議室の一部利用休止について

貸出会議室の一部については、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用するため、令和3年2月15日(月曜日)以降の貸出利用を休止しています。

1. 休止期間

令和3年2月15日(月曜日)から当面の間

※休止期間については住民接種事業の進捗状況を踏まえ、わかり次第お知らせします。

2. 休止する会議室

区民活動支援会議室 1-1・1-2

研修室 A・B・C

※区民活動支援会議室2(2階)、介護実習室、調理実習室については、引き続き貸出利用できますが、住民接種事業の進捗状況等により、休止する場合があります。

※本件休止に伴う利用予約の取消については、キャンセル料は発生しません。また、お支払い済みの使用料は還付します。

貸出会議室の利用等について

1. 利用時間・人数について

・対象期間

令和5年2月1日(水曜日)から

・利用可能時間

制限なし(既定の利用時間どおり)

・利用人数

制限なし(既定の定員どおり)

※ご利用の際には、人と人とは触れ合わない程度の間隔を空けていただくようご協力をお願いします。

2. 飲食利用について

飲食を伴う利用が可能です。

※長時間に及ぶ飲食など感染リスクの高い行動は避けるようご協力をお願いします。

カフェの営業について

カフェ(ふれあいカフェ うめとぴあ)については、感染防止対策を徹底したうえで(消毒作業など)、通常どおり営業を行います。

当面の利用上のご注意

1. 感染予防対策への協力

ご利用の際には、適切な感染予防対策をお願いします。

(感染予防対策の例)

(1)入館時のマスクの持参および着用

※令和5年3月13日(月曜日)以降、入館時のマスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本といたします。

(補足)新型コロナウイルスワクチン集団接種会場ではマスクの着用をお願いいたします。

(2)正面入口におけるサーモカメラでの検温

(3)入口での手指のアルコール消毒

(4)利用者同士の適度な間隔の確保

(5)調理や実習など接触を伴うご利用の場合は、業種別ガイドライン等に即した感染防止策の実施

2. 感染が疑われる方の制限

次のいずれかに該当する方は、利用をご遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・発熱や風邪の症状のある方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性者と濃厚接触があった方
- ・政府から入国制限を受けた方、入国後の自宅待機等を求められている期間中である方、又は当該期間中の者との濃厚接触がある方

3. 他施設のご利用

貸出会議室とカフェ以外の施設（保健センター等）において、事業を一部休止又は利用制限等を行っている場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

4. 今後の予定

国や東京都などの新型コロナウイルス対策の状況によっては、利用制限内容の変更等を行う場合があります。その場合には当施設ホームページにおいてお知らせいたしますので、随時ご確認をお願いいたします。

貸出会議室・カフェについてのお問合せ先

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 運営管理室

電話番号 03-6379-4301

ファクシミリ番号 03-6379-4305

（指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）

※ご注意：上記はワクチン住民接種事業についての問合せ先ではありません。ワクチン住民接種事業については、下記へお問い合わせください。

ワクチン住民接種事業についてのお問合せ先

- ワクチン接種の予約・予約の取り直し・その他の問合せ

世田谷区新型コロナワクチンコール

電話 0120-136-652（フリーダイヤル・通話料無料）

- ワクチン接種の予約のキャンセル（取り直し）

世田谷区新型コロナワクチン予約キャンセル専用ダイヤル

※ご注意：予約の取り直しはこちらの番号では受け付けていません。

電話 0120-513-260（フリーダイヤル・通話料無料）

- 聴覚に障害がある方のワクチン接種の予約・その他の問合せ

ファクシミリ 03-5687-2020